

1. 基本情報	
施策コード	222 施策名 医療体制の整備
将来像	2 健幸でともに支え合うまち(「支え合い」の分野)
まちづくりの基本目標	22 健幸で笑顔あふれるまち
主担当部	健康福祉部 主担当課 健康推進課 係 健康推進係、保健サービス係
担当者	八巻 浩孝 役職 健康福祉部長 内線 160
関係課	地域包括ケア推進課

2. 施策の方向	
10年後の姿	市民がそれぞれに普段から自分の健康状態を身近に相談できるかかりつけ医療機関を持っています。また、休日・夜間などにも適切な医療サービスを受けることができる環境が整備されています。
施策の方向性	1 かかりつけ医療機関の定着化を推進します
	2 休日夜間の救急時の医療体制を確保します
	3 0
	4 0
	5 0

3. 構成事業の状況		(単位:千円)					
No.	事務事業名	実行計画	施策の方向性	担当課	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度予算
0103010134	医療・介護連携推進協議会事業	対象	すべて	地域包括ケア推進課	-	615	5,568
0103010134	地域福祉計画策定事業		すべて	地域包括ケア推進課	-	-	1,950
0104010104	保健衛生一般事務事業		すべて	健康推進課	1,969	5,248	3,347
0104010215	休日急病診療事業	対象	2	健康推進課	42,674	42,674	42,676
0104010216	昭和病院企業団運営事業		すべて	健康推進課	86,419	87,880	89,327
0104010228	歯科医療連携推進事業		すべて	健康推進課	686	595	725
104010231	小児初期救急平日夜間診療事業	対象	2	健康推進課	3,147	3,235	3,195
総事業費(施策の合計)					134,895	140,247	146,788

4. まちづくり指標		指標情報		平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	名称	市民意識調査で「かかりつけ医がいる」と答えた人の割合		目標値	-	58 (平成29年度)
	説明	単位	%	実績値	-	54.9
	抽出方法	世論調査(平成26、29、32、35年度に実施)		達成率	-	-
②	名称	地域の医療サービス・病院等について満足していると答えた人の割合		目標値	-	39 (平成29年度)
	説明	単位	%	実績値	-	37.1
	抽出方法	世論調査(平成26、29、32、35年度に実施)		達成率	-	-

5. 評価		評価基準	評価	評価理由
投入財源・成果 「3. 構成事業の状況」「4. まちづくり指標」に対する評価	総合評価	B	休日診療、休日歯科診療、小児平日準夜間診療等、地域の医師会、歯科医師会、二次保健医療圏の市及び医師会とも協力して診療体制の充実を図った。 一方で、かかりつけ医を持つ人の割合が半数ほど、地域の医療サービス・病院等についての満足度も4割弱と低いため、もっと高めていく必要がある。	

6. 施策を取り巻く環境

外部要因	状況	外部要因に対する評価	評価理由	前回評価からの修正 あれば
市民ニーズ の状況	当市では医療機関が多くあり、かかりつけ医を持たなくてもいつでも受診できる、という考えを持つ市民も多いのではないかとと思われる。	3.施策の必要性を高める	かかりつけ医を持つことの必要性を普及啓発して理解を促していくことが求められる。	
将来人口 の推移	平成37年(2025年)には、団塊の世代が75歳以上となる。	3.施策の必要性を高める	医療重要の増加が予想されるため。	
他自治体 との比較	東京都では医療需要の増加に対応し、患者の症状や状態に応じた効率的で質の高い医療提供体制を確保し続けるため、地域医療構想を策定した。(または「法・制度改正の動向」に記載)	1.施策遂行に役立つ・有利	増加する医療需要に対応し、患者の症状や状態に応じた効率的で質の高い医療提供体制を確保し続けることに役立つ。	
民間企業・NPO ・市民の動向	清瀬市の医師会、歯科医師会、薬剤師会がある。	1.施策遂行に役立つ・有利	各会と連携を図ることで効果が高まり、施策遂行に有利である。	
法・制度改正 の動向	診療報酬が改定された。	3.施策の必要性を高める	地域包括ケアシステムの推進と、病床の機能分化・連携を含む医療機能の分化・連携やかかりつけ医機能の充実等の必要性を高める。	
技術革新 の動向				
その他	小児科の救急診療について、二次保健医療圏で輪番制で、準夜間の診療を実施している。	1.施策遂行に役立つ・有利	広域での取り組みは費用対効果を生むことから施策の遂行に役立つ。	

7. 今後の施策課題

No.	今後の施策課題	左記課題に関する現在の取組状況
①	医療と介護の連携を進め、医療機関への入院から退院後の療養生活が安心して送れるような体制を整えていく必要がある。	平成27年度より医療・介護連携推進協議会が立ち上がり、また、平成28年度には本会の下部組織として研修、情報連携、普及啓発の3部会を設置して検討中である。
②	今回の診療報酬改定でも、「医療の役割分担」として、普段の患者の健康管理や服薬状況など日常生活全般を見守り、必要時専門的な医療機関に繋げるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことを推進していくことに重点が置かれている。かかりつけ医の定着化について、広く普及啓発していくことが課題である。	現在は、健康大学、育児講座、救急講座等がかかりつけ医を持つことの必要性や、救急車を呼ぶ前の相談ができる#7119の普及啓発に取り組んでいるところである。
③		